

収 支 予 算 書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位=千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
(1)基本財産運用収入	1	1	0	
①基本財産運用収入	1	1	0	
(2)事業収入	1,445,440	1,451,250	△5,810	
①不動産賃貸収入	1,445,440	1,451,250	△5,810	
(3)負担金収入	20,051	42,034	△21,983	
①建物保守負担金収入	19,600	29,600	△10,000	
②Wi-Fi事業負担金収入	381	381	0	
③人件費負担金収入	70	12,053	△11,983	
(4)業務受託料収入	11,020	11,020	0	
①業務受託料収入	11,020	11,020	0	
(5)雑収入	1,730	1,730	0	
①受取利息収入	650	650	0	
②雑収入	1,080	1,080	0	
事業活動収入計	1,478,242	1,506,035	△27,793	
2 事業活動支出				
(1)事業費支出	981,918	964,437	17,481	
①都市整備再開発事業費支出	2,250	10,750	△8,500	
②都市緑化環境保全事業費支出	4,297	2,867	1,430	
③住宅関連事業費支出	290	590	△300	
④都市活性化地域振興事業費支出	24,564	28,388	△3,824	
⑤調査研究啓発事業費支出	12,550	10,550	2,000	
⑥不動産賃貸管理事業費支出	937,967	911,292	26,675	
(2)管理費支出	117,409	110,086	7,323	
①事務管理費支出	117,409	110,086	7,323	
事業活動支出計	1,099,327	1,074,523	24,804	
事業活動収支差額	378,915	431,512	△ 52,597	

(単位=千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
Ⅱ 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
(1) 敷金・保証金戻り収入	4,712	4,712	0	
① 敷金・保証金戻り収入	4,712	4,712	0	
(2) 特定資産取崩収入	87,657	161,191	△ 73,534	
① 退職給付引当資産取崩収入	13,657	1,191	12,466	
② 減価償却引当資産取崩収入	74,000	160,000	△ 86,000	
(3) 敷金・保証金収入	15,000	25,000	△ 10,000	
① 敷金・保証金収入	15,000	25,000	△ 10,000	
投資活動収入計	107,369	190,903	△ 83,534	
2 投資活動支出				
(1) 特定資産取得支出	1,521	202,181	△ 200,660	
① 退職給付引当資産取得支出	1,521	2,181	△ 660	
(② 減価償却引当資産取得支出)	0	200,000	△ 200,000	
(2) 固定資産取得支出	182,500	217,800	△ 35,300	
① 不動産取得建設事業費支出	182,500	217,500	△ 35,000	
(② 器具備品費支出)	0	300	△ 300	
(3) 敷金・保証金返済支出	7,263	22,434	△ 15,171	
① 敷金・保証金返済支出	7,263	22,434	△ 15,171	
投資活動支出計	191,284	442,415	△ 251,131	
投資活動収支差額	△ 83,915	△ 251,512	167,597	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
(1) 借入金返済支出	290,000	290,000	0	
① 借入金返済支出	290,000	290,000	0	
財務活動支出計	290,000	290,000	0	
財務活動収支差額	△ 290,000	△ 290,000	0	
Ⅳ 予備費支出	5,000	5,000	0	
当期収支差額	10,000	△ 115,000	△ 105,000	
前期繰越収支差額	△ 10,000	115,000	105,000	
次期繰越収支差額	0	0	0	

- (注) 1 収支予算書は平成18年度から「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日) 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ) に示された3区分の様式により作している。
- (注) 2 収支予算書は「特例民法法人が新制度移行前に平成20年基準を採用する場合の指導監督等について(通知)」(平成21年3月27日 内閣府大臣官房公益法人行政担当室参事官) に基づく東京都の指導並びに、定款の規定を参酌し、従前の資金収支ベースの収支予算書を作成している。